

# 令和6年度第1回水戸市都市景観審議会次第

日 時 令和6年6月 24 日(月)

午前 10 時 00 分 ～

場 所 水戸市役所 4階 政策会議室

1 開 会

2 挨拶

3 会長・副会長の互選

4 議 題

(1)水戸市景観計画の改定について

5 閉 会

【資料】※印刷資料は必要な方のみ配布

資料1 水戸市都市景観審議会委員名簿

資料2 水戸市都市景観審議会に係る関係規定

資料3 水戸市都市景観審議会座席表

○令和6年度第1回水戸市都市景観審議会  
(パワーポイント印刷資料)

## 水戸市都市景観審議会 委員

委員の任期：1～11 令和6年5月1日から令和8年4月30日まで

12・13 令和5年12月28日から令和7年12月27日まで

	氏名	団体等名及び役職名	選出区分
1	山本 早里	筑波大学 教授	学識経験者
2	村上 暁信	筑波大学 教授	学識経験者
3	一ノ瀬 彩	茨城大学 助教	学識経験者
4	小坪 のり子	弘道館事務所 主任研究員	学識経験者
5	大津 亮一	水戸市議会議長	議会
6	川島 宏一	水戸市都市計画審議会 会長 筑波大学 教授	都市計画 審議会
7	篠根 玲子	一般社団法人建築士事務所協会 景観まちづくり委員会委員	建築士
8	松橋 裕子	水戸商工会議所女性会 会長	商工業団体
9	阿久津 和次	茨城県屋外広告美術協同組合 常任相談役	広告業
10	三上 靖彦	NPO 法人茨城の暮らしと景観を考える会 代表理事	市民団体
11	谷田部 亘	茨城県弁護士会	弁護士
12	二田 伸康	一般公募（市民）	公募市民
13	藤田 雅一	一般公募（市民）	公募市民

## 水戸市都市景観審議会に係る関係規定

### ○水戸市都市景観条例（抜粋）

#### 第 7 章 都市景観審議会

（都市景観審議会）

第 31 条 優れた都市景観づくりを推進するため、水戸市都市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議事項）

第 32 条 審議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）**景観計画に関すること。**
- （2）都市景観重点地区及び地区都市景観計画に関すること。
- （3）景観重要建造物及び景観重要樹木に関すること。
- （4）その他優れた都市景観づくりに関すること。

（組織等）

第 33 条 審議会は、関係機関、団体の役員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱又は任命する 15 人以内の委員をもって組織する。

- 2 審議会に、必要に応じ 3 人以内の臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、審議事項に係る関係住民のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第 34 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員の任期は、当該審議事項の審議が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第 35 条 **審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。**

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

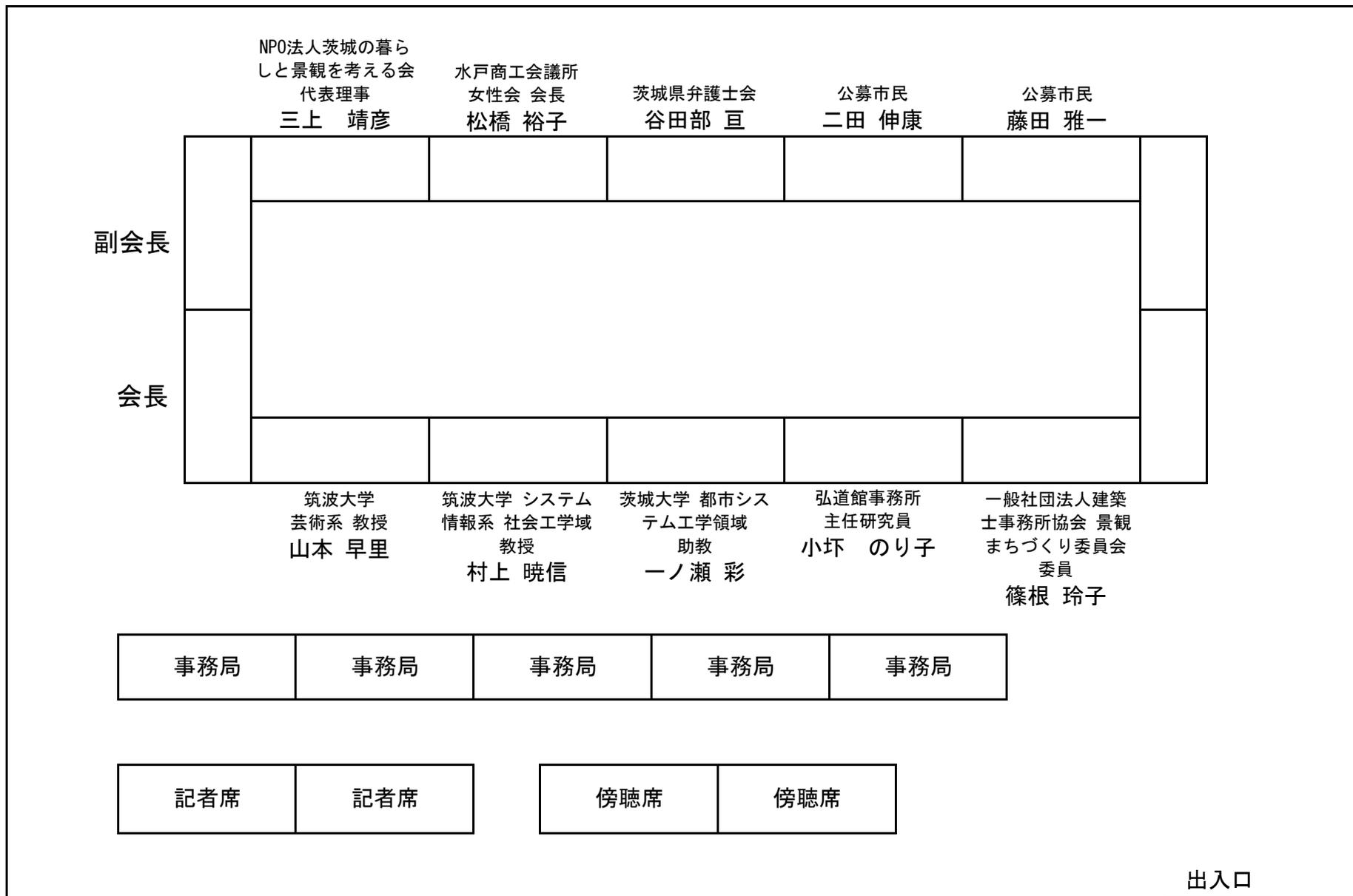
（会議）

第 36 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は 2 分の 1 以上の委員（臨時委員を含む。）の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

令和6年度第1回水戸市都市景観審議会 座席表

資料3



# 令和6年度 第1回 水戸市都市景観審議会

水戸市 都市計画部  
都市計画課 景観室

- 1 現行景観計画とこれまでの景観施策の取組**
- 2 景観計画改定基本方針**

- 1 現行景観計画とこれまでの景観施策の取組**
- 2 景観計画改定基本方針

# 景観計画とは

景観法第8条の規定に基づく計画であり、  
**良好な景観の形成を図るため、**

- ・ **景観計画区域**
- ・ **良好な景観の形成に関する基本的な方針**
- ・ **建築物や屋外広告物に関する行為の制限に関する事項 等**

を定めるものです。

# 水戸市景観計画

- 1991（平成3）年 水戸市都市景観基本計画を策定
- 1992（平成4）年 水戸市都市景観条例を施行  
独自の景観行政を行う
- 2004（平成16）年 景観法の施行
- 2008（平成20）年 同法に基づく水戸市景観計画を策定**



千波湖

自然



偕楽園

歴史



弘道館

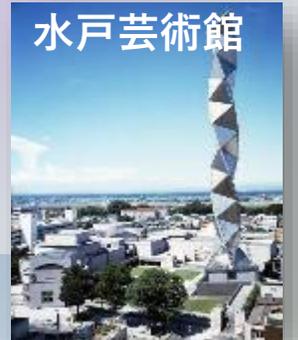
水戸の  
景観資源



中心市街地

都市機能

現代的  
建築物



水戸芸術館

# 水戸市景観計画

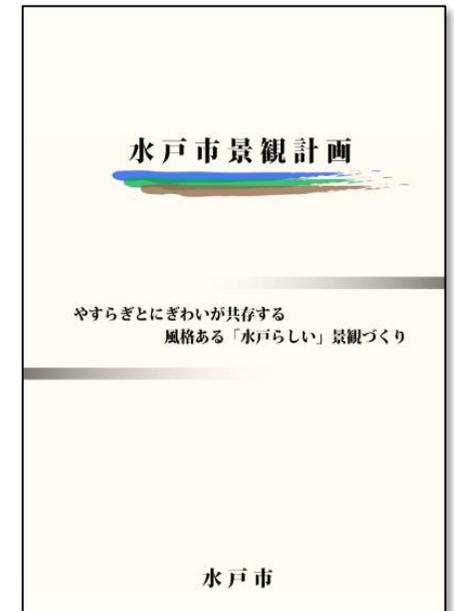
## <基本目標>

### やすらぎとにぎわいが共存する風格ある「水戸らしい」景観づくり

水戸の持つ自然や歴史性，文化性を基調としながら，県都としての都市的魅力が調和した景観づくりを目指す

#### 計画に基づき実施した主な施策

- 1 景観法に基づく大規模建築物等の届出制度 の導入《平成21年度》
- 2 水戸市屋外広告物条例 の施行  
→「屋外広告物特別規制地区」の指定 《平成22年度》
- 3 都市景観重点地区指定制度等 の活用(地区の特性を生かした景観づくり)  
→「弘道館・水戸城跡周辺地区」の指定《平成31年度》
- 4 高度地区 の導入(建築物の高さの制限)《平成22年度》
- 5 水戸市風致地区条例 の施行(自然的景観の維持)《平成27年度》
- 6 公共施設の整備
- 7 市民・事業者の意識啓発・活動支援・参加



# これまでの景観施策の取組

## 1 景観法に基づく大規模建築物等の届出制度の導入（H21～）

### <概要>

- 市全域において、大規模建築物等※を新築等するときの事前届出により、景観基準への適合を求め、景観誘導を行っている。  
（市条例から法に移行）
- このうち、特に大規模な建築物を対象に、事前協議の段階から都市景観専門委員による調査を実施し、景観配慮の助言・指導を行っている。

#### ※大規模建築物等

- 建築物：高さが15m又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
- 工作物：高さが15m又は敷地面積が1,000㎡を超えるもの など

# これまでの景観施策の取組

## 1 景観法に基づく大規模建築物等の届出制度の導入（H21～）

### <事例1>

《都市景観専門委員の事前協議事例（アダストリアみとアリーナ）》



事前協議時点（イメージ）

# これまでの景観施策の取組

## 1 景観法に基づく大規模建築物等の届出制度の導入（H21～）

### <事例1>

《都市景観専門委員の事前協議事例（アダストリアみとアリーナ）》



事前協議時点（イメージ）



施工後

壁面に茶系のストライプを加え、色彩にメリハリをつけるとともに、周辺環境との調和を図るため植樹する箇所を追加した。

# これまでの景観施策の取組

## 1 景観法に基づく大規模建築物等の届出制度の導入（H21～）

### <主な課題>

- 工作物の種類は様々あるが、景観基準が一律であり、建設件数の多い「太陽光発電施設」の景観誘導がしにくい。
- 景観基準（色彩等）が、まちなかや田園地域といった地域特性の違いに関わらず、市内一律の基準であり、景観誘導しにくい。
- 都市景観専門委員による事前調査の段階で、すでに事業計画が固まっている場合が多く、景観誘導が十分に図れないことがある。

# これまでの景観施策の取組

## 1 景観法に基づく大規模建築物等の届出制度の導入（H21～）

<課題の例>

《太陽光発電施設》



(国交省PP「景観まちづくりの推進に向けて」より)  
道路沿いに設置された事例



斜面に設置された事例(市内)

# これまでの景観施策の取組

## 1 景観法に基づく大規模建築物等の届出制度の導入（H21～）

<課題の例>

《田園地域において景観誘導が困難な建築物（イメージ）》



地図データ ©2024 Googleを基に作成

# これまでの景観施策の取組

## 2 水戸市屋外広告物条例の施行（H22～）

### <概要>

- 良好な景観の形成・維持を図るため、本市独自の屋外広告物条例を制定し、規制を行っている。（県条例から市条例に移行）
- 特に良好な景観を保全する地区として、「偕楽園・千波湖周辺地区」と「弘道館・水戸城跡周辺地区」を「屋外広告物特別規制地区」に指定し、屋上利用広告物の設置や派手な色彩の広告物などの表示を制限している。（市独自の制度）

# これまでの景観施策の取組

## 2 水戸市屋外広告物条例の施行（H22～）

<事例1> ～屋外広告物特別規制地区（偕楽園・千波湖周辺地区）～

《千波湖畔から中心市街地方面への眺望景観》



屋外広告物により眺望景観が阻害された場合のシミュレーション



現在（眺望景観が阻害されていない状況を維持できている）

# これまでの景観施策の取組

## 2 水戸市屋外広告物条例の施行（H22～）

### <事例2>

～屋外広告物特別規制地区  
（偕楽園・千波湖周辺地区）～



地図データ ©2024 Google

### <事例3>

～屋外広告物特別規制地区  
（弘道館・水戸城跡周辺地区）～



# これまでの景観施策の取組

## 2 水戸市屋外広告物条例の施行（H22～）

### <主な課題>

- デジタルサイネージ（液晶ディスプレイなど）等の新たな形態の屋外広告物が出現しているが、現行の制度が対応できていない。
- 屋外広告物規制の周知や指導を行っているが、違反広告物が散見される。
- 屋外広告物条例の規制対象ではないが、屋内広告物（窓の内側から外に向けて表示する広告）が景観に影響を与えている場合がある。

### <新しい形態の屋外広告物>



公共デジタルサイネージ  
(国土交通省PP「屋外広告物行政」より)



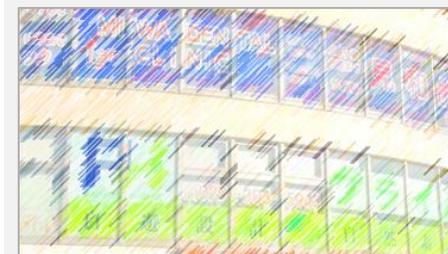
プロジェクションマッピング  
(国土交通省プレスリリース「プロジェクションマッピング  
実施の環境整備を推進します！  
～「投影広告物条例ガイドライン」を策定～」より)

### <違反広告物>



大きさや設置場所等の許可基準に適合しない  
違反屋外広告物（※撤去済）

### <屋内広告物>



地図データ ©2024 Google

屋内から屋外に向けて掲出された  
屋内広告物

# これまでの景観施策の取組

## 3 都市景観重点地区指定制度等の活用 (地区の特性を生かした景観づくり)

### <概要>

- 地区の特性や個性を生かし，優れた都市景観づくりを行う必要があると認める地区を「都市景観重点地区」に指定する。
- 「都市景観重点地区」では，条例に基づき，建築物を新築等するときの事前届出により，地区独自の景観基準への適合を求め，景観誘導を行う。
- 既に指定済みの『備前堀沿道地区』（H14指定）に加え，  
『弘道館・水戸城跡周辺地区』を新たに指定した（H31）。
- 地区の景観づくりの核となる建造物である『水戸城大手門，二の丸角櫓，土塀及びその敷地』を，景観法に基づく「景観重要建造物」として指定した。（R3）

# これまでの景観施策の取組

## 3 都市景観重点地区指定制度等の活用 (地区の特性を生かした景観づくり)

- 『弘道館・水戸城跡周辺地区』は、水戸藩の藩校であった弘道館をはじめ、水戸城跡などの歴史的資源が豊富に存在している。
- さらに、かつて城内に存在した歴史的建造物（水戸城大手門、角櫓等）の復元整備を実施するなど、全庁あげて「歴史まちづくり」を推進した。
- 当地区の「都市景観重点地区」への指定は、そうした「歴史まちづくり」の動きに連動し、地区の歴史性を活かした優れた都市景観づくりを進めるために実施したものの。

地区内の  
歴史的資源



弘道館



旧水戸城薬医門



水道低区配水塔



義公生誕の地(黄門神社)

歴史的資源  
の復元整備



水戸城大手門(復元整備)

二の丸角櫓(復元整備)

# これまでの景観施策の取組

## 3 都市景観重点地区指定制度等の活用 (地区の特性を生かした景観づくり)

### <事例1>

～弘道館・水戸城跡周辺地区～

基本目標

「歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観」



施工前

# これまでの景観施策の取組

## 3 都市景観重点地区指定制度等の活用 (地区の特性を生かした景観づくり)

### <事例1>

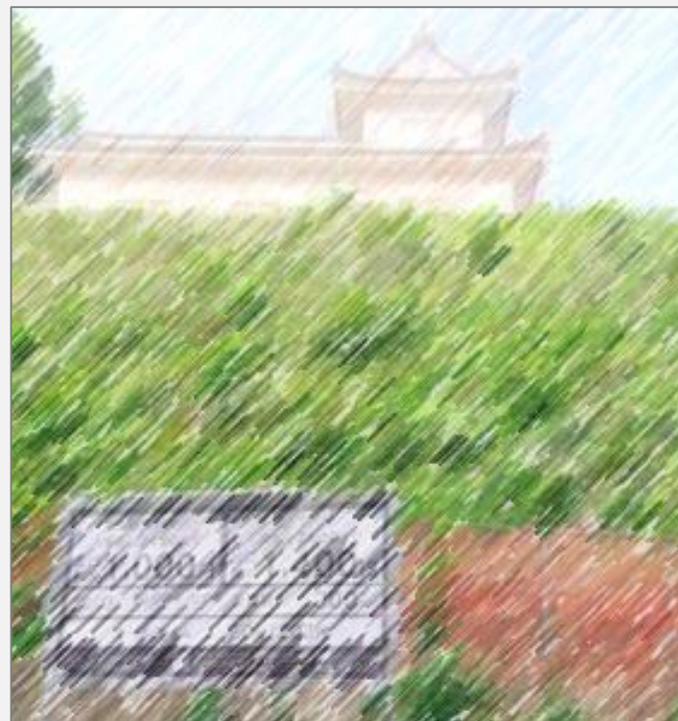
～弘道館・水戸城跡周辺地区～

基本目標

「歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観」



施工前



施工後

# これまでの景観施策の取組

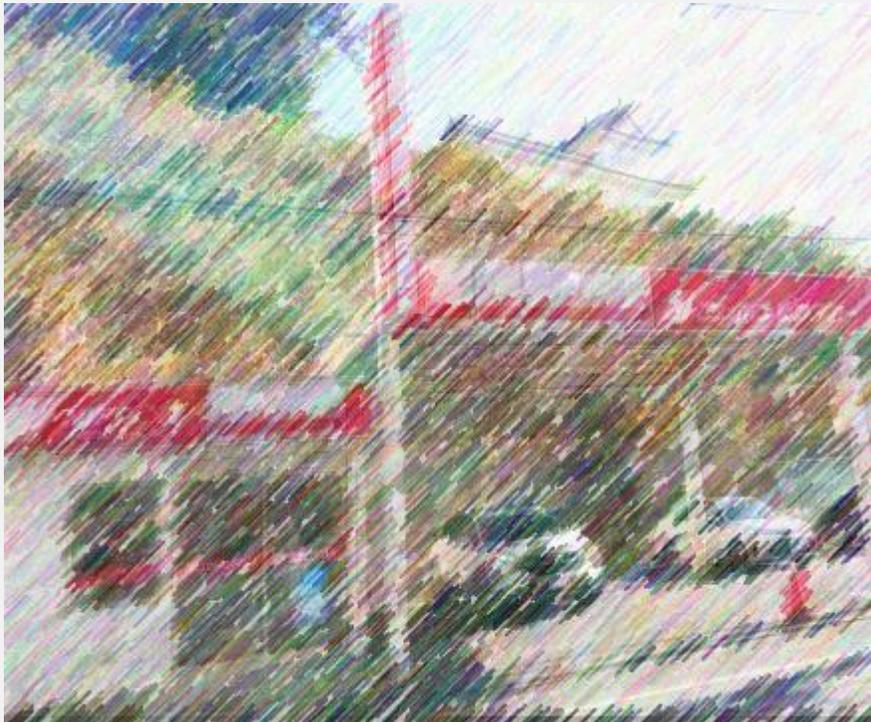
## 3 都市景観重点地区指定制度等の活用 (地区の特性を生かした景観づくり)

### <事例2>

～弘道館・水戸城跡周辺地区～

基本目標

「歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観」



施工前

# これまでの景観施策の取組

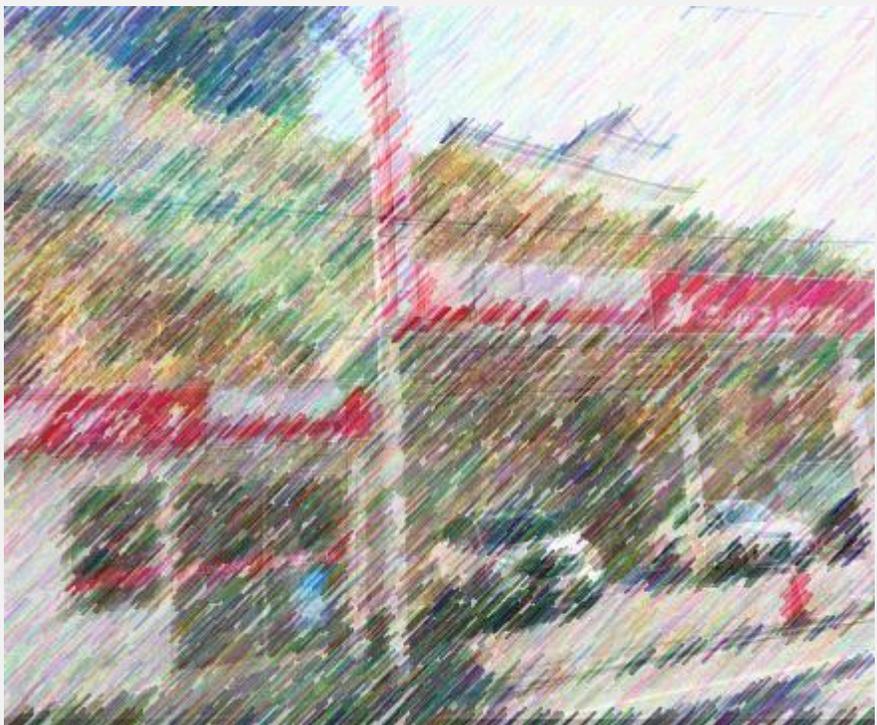
## 3 都市景観重点地区指定制度等の活用 (地区の特性を生かした景観づくり)

### <事例2>

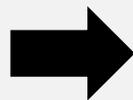
～弘道館・水戸城跡周辺地区～

基本目標

「歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観」



施工前



施工後

# これまでの景観施策の取組

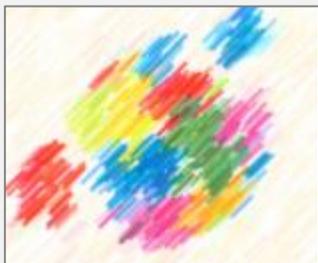
## 3 都市景観重点地区指定制度等の活用 (地区の特性を生かした景観づくり)

### <事例3>

～弘道館・水戸城跡周辺地区～

基本目標

「歴史・文化のまちにふさわしい風格  
ある景観」



当初計画

### <主な課題>

・大規模建築物等の場合には、条例に基づく届出と景観法に基づく届出の二重の手続きが生じている。

統合化を検討する必要がある。

# これまでの景観施策の取組

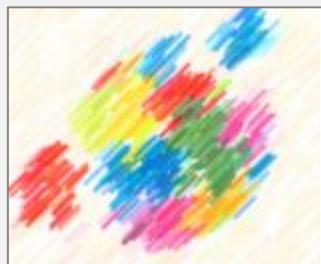
## 3 都市景観重点地区指定制度等の活用 (地区の特性を生かした景観づくり)

### <事例3>

～弘道館・水戸城跡周辺地区～

基本目標

「歴史・文化のまちにふさわしい風格  
ある景観」



当初計画



施工後



### <主な課題>

- ・大規模建築物等の場合には、条例に基づく届出と景観法に基づく届出の二重の手続きが生じている。

統合化を検討する必要がある。

# これまでの景観施策の取組

## 3 都市景観重点地区指定制度等の活用 (地区の特性を生かした景観づくり)

「弘道館・水戸城跡周辺地区」  
令和5年度都市景観大賞 特別賞  
(「都市景観の日」実行委員会会長賞) を受賞

都市景観大賞 (主催: 都市景観の日実行委員会)

…良好な景観の形成に資する普及啓発活動の一環として実施される表彰制度。

評価されたポイント:

「市民の協力の下、面的な全体計画を立案、『象徴となる歴史的資源』を忠実に復元するとともに着実に周辺整備を行って城址の雰囲気や地区として醸成しており、『歴史まちづくり』の優れた事例」

# これまでの景観施策の取組

## 3 都市景観重点地区指定制度等の活用 (地区の特性を生かした景観づくり)

都市空間部門

特別賞 「都市景観の日」実行委員会 会長賞

### こうどうかん 弘道館・水戸城跡周辺地区

所在地 茨城県水戸市  
地区面積 約51ha  
応募者 水戸市、水戸市教育委員会

#### 地区概要

当地区は、JR水戸駅北口に直結する位置にある。江戸時代は御三家水戸藩35万石の居城である水戸城が広がり、その一角には日本最大級の藩校である弘道館が存在していた。しかし、戦災等により歴史的建造物の大半が解体・焼失し、歴史的景観が失われてしまっていた。

こうした中、市は住民・事業者・行政による協働のもと、弘道館・水戸城跡周辺地区の景観形成や歴史まちづくり関連の事業を進め、歴史的景観の再生に取り組んできた。

水戸城ゆかりの文化財をはじめとする歴史的資源が豊富な当地区は、「弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想」に基づく道路整備事業及び既設電線類の地中化整備事業や、地域による自主的な募金運動により機運が高まり実現した水戸城大手門・二の丸角櫓・土塀復元整備事業、さらに景観の保全と向上に資するための都市景観重点地区及び屋外広告物特別規制地区の指定を行い、歴史性を意識した景観づくりに配慮し、将来にわたって保全するとともに地区の魅力をより高めているところである。

往時の姿で復元された水戸城大手門、二の丸角櫓及び土塀が当地区の歴史的景観の核となり、重層的な歴史景観の再生とともに、地区内の他の歴史的資源へ誘導する新たな観光ルートの創出と市民のまちへの誇りの醸成にも寄与している。

#### 審査講評

当地区は水戸藩35万石の居城「水戸城」の敷地にあたるが、当時の建造物はほぼ滅失し、歴史的な雰囲気は感じられなくなっていた。2009年、開藩400年の時に大手門の一部と伝わる扉が見つかり、市民が復元の会を結成して寄付を募り、そこから本格的な取り組みが始まった。2014年には「弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想」を策定、この計画に沿って弘道館に相対する大手門、駅から見える二の丸角櫓、その周辺の土塀などを当時の姿に復元するとともに、城内の道路の一部を廃道して通過交通を排除、歩行空間の充実と電線類の地中化、周辺地区に対する規制強化などが実施された。また、「水戸学の道」と命名された回遊ルートの案内板や一般市民も自由に入れる学校施設としての歴史展示館も設置されている。

市民の協力の下、面的な全体計画を立案、「象徴となる歴史的資源」を忠実に復元するとともに着実に周辺整備を行って城址の雰囲気を地区として醸成しており、「歴史まちづくり」の優れた事例であるといえる。今後、水戸駅や中心市街地との連携をさらに深めるとともに様々な市民活動がより一層活発に展開されることを期待し、特別賞を授与するものである。(岸井)



水戸城大手門背面(写真下)から弘道館・旧茨城県庁三の丸庁舎方面(写真中央～上)を望む。



2021年6月に復元整備事業が完了した水戸城二の丸角櫓。



2020年2月に復元整備事業が完了した水戸城大手門。水戸東照宮の創建400年を記念した御祭行列が本地区内を練り歩いた。



市立第二中学校前から杉山門方面に向かって見通す。学校施設の外構を白壁塀として整備を行った。



# これまでの景観施策の取組

## 4 高度地区の導入（建築物の高さの制限）（H22～）

<事例1>

《千波湖畔から中心市街地方面への眺望景観》



高度地区指定時



現在（高さ100mの芸術館タワーを中心とするスカイラインが維持されている。）

# これまでの景観施策の取組

## 4 高度地区の導入（建築物の高さの制限）（H22～）

<事例2>

《弘道館正門前からの眺望景観》



「高度地区」を導入せず、後背地の高層建築物によりスカイラインが侵された場合のシミュレーション



現在（弘道館正面からの良好な景観が維持されている）

# これまでの景観施策の取組

## 5 水戸市風致地区条例の施行（自然的景観の維持）（H27～）

### <概要>

- 都市における良好な自然的景観を維持するため、都市計画に定められた風致地区において、水戸市の風致地区の特性を踏まえた、市独自条例を制定し、建築物等の新築等の風致の維持に必要な一定の規制を行っている。（県条例から市条例に移行）

### <事例>

<沿道の緑化により自然的景観の維持に寄与>



### <主な課題>

- 植栽や維持管理により、緑地の質に差が生じている。
- 風致地区の規制により形成された景観の魅力を発信できていない。

# これまでの景観施策の取組

## 6 公共施設の整備

### <概要>

- 公共施設の整備による先導的な景観形成を図っている。
- サインマニュアル等により、良好な景観形成のための整備を促している。

### <事例1> ~弘道館・水戸城跡周辺地区~ <地区の特性を生かした景観整備 >



地図データ ©2024 Google

整備前



整備後

### <事例2> ~水戸市民会館~ <まちなかの魅力を高める景観形成が図られている事例>



地図データ ©2024 Google

整備前



整備後



# これまでの景観施策の取組

## 6 公共施設の整備

### <主な課題>

- 通常の維持管理水準では、景観の維持が困難なケースがある。
- 成長しすぎた街路樹の沿道では、生活環境の向上のため、強剪定や撤去を求める声も多い。

### <事例1>

<道路舗装の補修>  
(備前堀沿道地区)



地図データ ©2024 Google

### <事例2>

<街路樹の強剪定>  
(双葉台公園付近)



地図データ ©2024 Google

<歩道整備による街路樹の撤去>  
(アダストリアみとアリーナ 入口)



地図データ ©2024 Google

整備前



整備後



地図データ ©2024 Google

# これまでの景観施策の取組

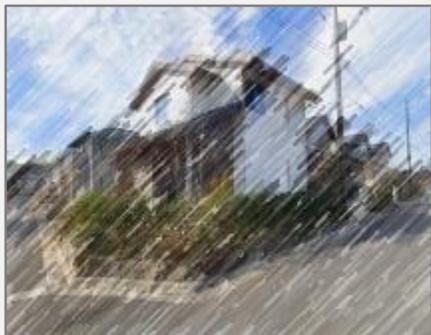
## 7 市民・事業者の意識啓発・活動支援・参加

### <概要>

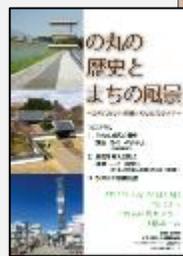
- 都市景観形成補助金の交付等により、景観形成に取り組む市民への支援を行った。
- 一団の土地の区域において、建築物や工作物の形態意匠等の景観形成に関する基準等を定めた協定を、景観法に基づき認可した（景観協定）。
- 弘道館・水戸城跡周辺都市景観重点地区指定に向けた地域での勉強会、業界等に対する研修会などを行った。
- 市民公募により「あなたが見つけた水戸の景観30選」を選定するなどの、啓発・広報活動を行った。

### <事例1>

<景観協定>（コモンガーデン桜川）



### <事例2>



<弘道館・水戸城跡周辺地区景観づくり勉強会>（H29.2, H30.2）

<業界向け研修会>



<ワークショップ>



### <事例3>

<「あなたが見つけた水戸の景観30選」選定事業>



# 景観施策の主な取組経過

- 2008（平成20）年 **水戸市景観計画策定**
- 2009（平成21）年 水戸市景観計画施行
- 2010（平成22）年 **水戸市屋外広告物条例施行**（以下「広告物条例」という。）※県条例から移行  
**屋外広告物特別規制地区指定**  
〈偕楽園・千波湖周辺地区，弘道館・水戸城跡周辺地区〉  
**高度地区指定**（建築物の高さ制限）
- 2015（平成27）年 **水戸市風致地区条例施行** ※県条例から移行
- 2019（平成31）年 水戸市都市景観条例に基づく**都市景観重点地区指定**〈弘道館・水戸城跡周辺地区〉  
広告物条例に基づく**屋外広告物特別規制地区指定拡大**〈弘道館・水戸城跡周辺地区〉
- 2020（令和2）年 市民公募により「**あなたが見つけた水戸の景観30選**」を**選定**
- 2021（令和3）年 **景観重要建造物指定**  
〈第1号 水戸城大手門，二の丸角櫓，土塀及びその敷地〉

- 1 現行景観計画とこれまでの景観施策の取組**
- 2 景観計画改定基本方針**

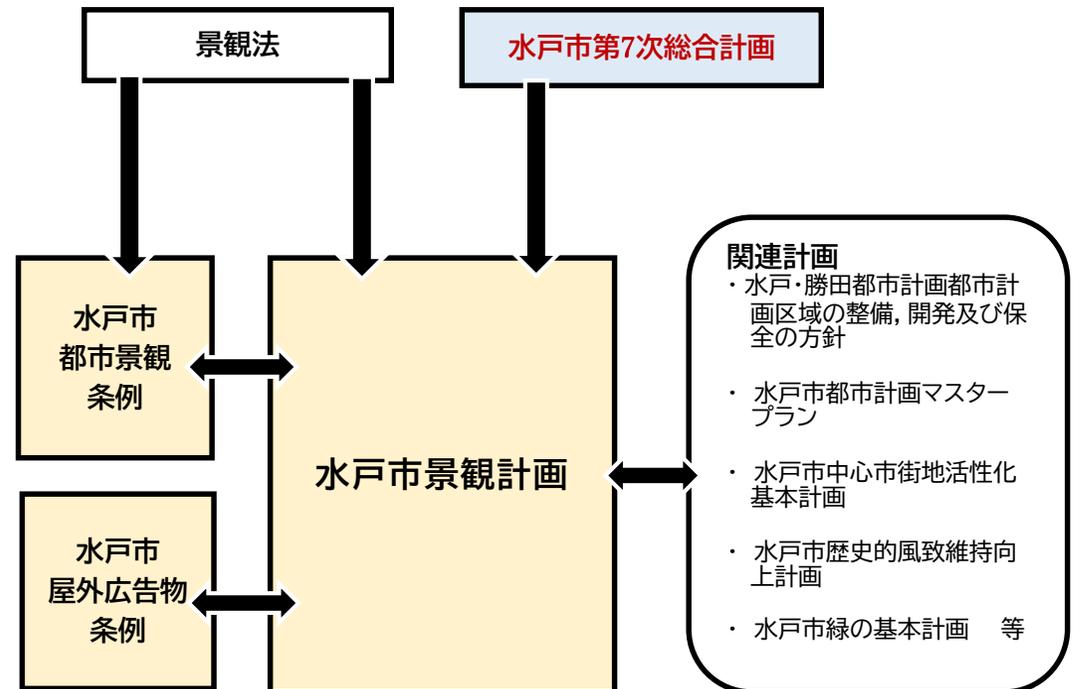
- 1 現行景観計画とこれまでの景観施策の取組
- 2 景観計画改定基本方針**

# 水戸市景観計画改定基本方針

## 1 計画改定の趣旨

現行計画は、本市の特色を活かした良好な景観形成に寄与し、一定の実績と成果を上げてきましたが、策定から約15年が経過し、本市の景観を取り巻く状況は変化しており、景観誘導の対象や景観形成の考え方についても変化が生じています。

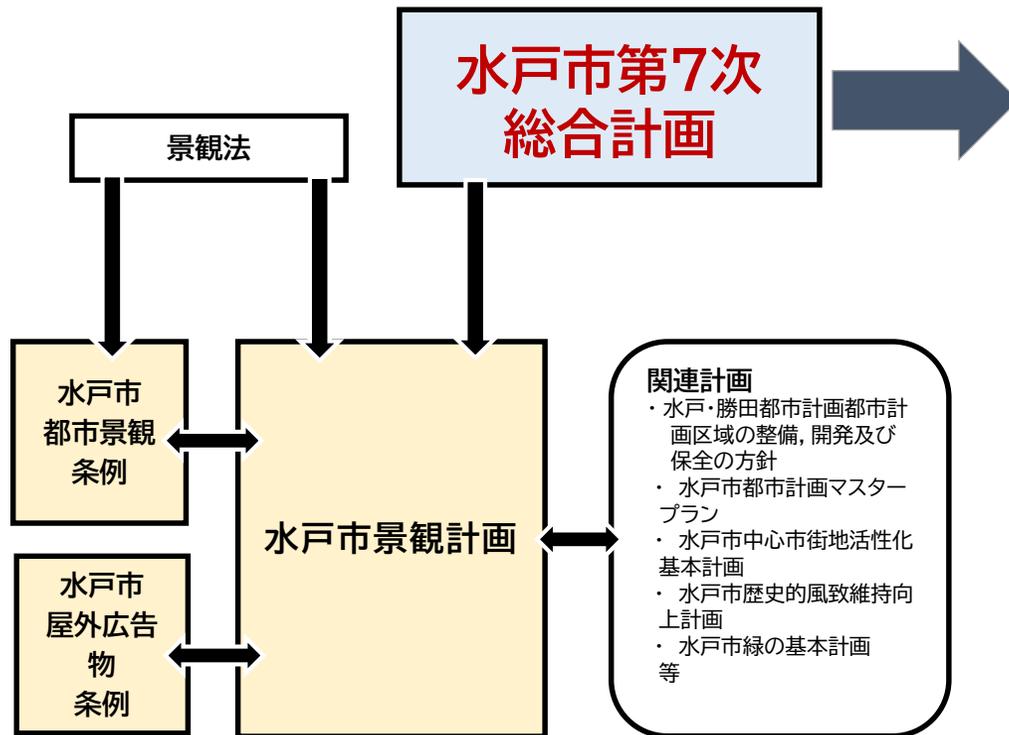
このため、社会情勢の変化や新たなニーズに対応し、更に質の高い景観形成を推進するため、水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－や水戸市都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図りながら、計画を改定するものです。



【参考図】計画の位置付け

# 水戸市景観計画改定基本方針

## 1 計画改定の趣旨



【参考図】計画の位置付け

## 水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－

### <将来都市像>

「こども育む 暮らし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・みと」

### <都市空間整備構想>

持続可能なまちを目指し、集積型の都市構造である

「水戸らしい地域拠点型ネットワーク型コンパクトシティ」を構築する。

### <施策の大綱（抜粋）>

多くの人が集い、産業が集積する「活力あるみと」等

### <主要施策各論（景観行政関係抜粋）>

- 多くの人を訪れたいまちづくり  
→ 「偕楽園・千波湖周辺の更なる魅力づくり」  
→ 「弘道館・水戸城跡周辺の更なる魅力づくり」
- 水戸らしいコンパクトな都市構造の構築  
→ 「都市核の機能充実(景観の向上)」
- 快適に暮らせる住環境づくり  
→ 「良好な市街地景観の形成」

# 水戸市景観計画改定基本方針

## 2 計画改定の基本的姿勢

### (1) 本市の多様な景観資源の保全・活用

千波湖や桜川をはじめとする水とそれらを取り囲む多くの緑地等の豊かな自然，弘道館や偕楽園等の歴史的・文化的資源，さらには，県都として集積が進む都市機能，水戸芸術館や水戸市民会館といった現代的建築物など，多様な景観資源の積極的な保全・活用により，水戸ならではの個性と魅力を感じられる景観づくりの更なる推進を図ります。



千波湖

自然



桜川

歴史



偕楽園

弘道館



都市機能



中心市街地

現代的  
建築物

水戸芸術館



水戸市民会館

# 水戸市景観計画改定基本方針

## 2 計画改定の基本的姿勢

### (2) 時代の変化に対応する景観づくり

現行計画策定時には想定していなかった景観誘導対象や新たな形態の屋外広告物等の適切な景観誘導，活力あるまちの実現に向け，本市の発展をリードするまちなかの活性化やにぎわいの創出につながる景観づくりなど，景観施策に求められる内容の変化を踏まえ，新たな時代に対応した施策を積極的に推進します。



# 水戸市景観計画改定基本方針

## 2 計画改定の基本的姿勢

### (3) 市民主体の景観づくり

良好な景観形成の実現には、市民一人一人の取組が重要であることから、積極的な啓発活動を推進するとともに、市民や事業者が主体的に質の高い景観形成を実践する際の指針となるガイドラインの策定等により、市民主体の景観づくりの更なる推進を図ります。



# 水戸市景観計画改定基本方針

## 3 計画の構成及び期間 | (1) 計画の構成

- ① 景観計画区域（市内全域） **義務** ※ **義務** は景観法の規定により定めることが義務付けられている項目
- ② 良好な景観形成の方針（自然景観, 歴史景観, 市街地景観等の景観特性・地域区分ごとの景観形成方針）
- ③ 建築物等の行為の制限に関する事項（届出を要する行為, 建築物等の形態・色彩その他の意匠等の基準 等） **義務**
- ④ 景観重要建造物・樹木の指定の方針 **義務**
- ⑤ 屋外広告物の行為の制限に関する事項（屋外広告物の規制・誘導の方針 等）
- ⑥ 公共施設に関する方針（公共施設の整備方針, 景観重要公共施設の指定方針 等）
- ⑦ その他の制度に基づく景観形成の推進（風致地区 等）
- ⑧ 市民主体による景観形成の推進（啓発活動の推進, ガイドラインの策定 等）

# 水戸市景観計画改定基本方針

## 3 計画の構成及び期間 | (2) 計画の期間

**計画期間： 2025（令和7）年度から  
2033（令和15）年度まで（9年間）**

※ 良好な景観の形成は、長期的な展望のもと取り組む必要があることから、総合計画の基本構想の計画期間を踏まえた期間とします。

※ 社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととします。

# 水戸市景観計画改定基本方針

## 4 計画改定の体制等 | (1) 市民参加

### ① 都市景観審議会等

公募市民，学識経験者，市民活動団体，関係団体・事業者等で構成する都市景観審議会を開催し，計画内容等の審議を行います。  
また，都市計画審議会に意見聴取を行います。

### ② 都市景観専門委員

都市景観の専門家である都市景観専門委員に専門的・技術的事項に関し，意見聴取を行います。

### ③ 意見公募手続

広く市民の意見を計画に反映させるため，意見公募を実施します。

# 水戸市景観計画改定基本方針

## 4 計画改定の体制等 | (2) 水戸市の庁内組織

### ① 庁議，政策会議

庁議は，計画（案）に係る重要事項について審議し，計画を決定します。

政策会議は，改定基本方針及び計画（素案）を決定します。

### ② 水戸市景観計画検討委員会

関係課長等をもって組織し，景観計画の改定作業全般において協議，調整を行います。

# 水戸市景観計画改定基本方針

## 5 想定スケジュール

R6	3月25日	改定基本方針の決定(政策会議)
	6月24日	都市景観審議会(諮問)
	6月～8月	計画(骨子素案)の検討 (市・検討委員会, 都市景観審議会, 都市景観専門委員)
	9月～11月	計画(素案)の検討 (市・検討委員会, 都市景観審議会 等)
	12月	計画(素案)の決定(政策会議)
R7	1月～2月	市民意見公募
	2月	都市景観審議会(答申)
	3月	計画決定(市・庁議)